

商店街空き店舗活用支援事業 のご案内

対象事業

江東区内の商店街の空き店舗において、補助対象者が小売業、飲食業、サービス業(洗濯業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業およびネイルサービス業に限る。)を開業する事業。

※すでに開業している場合、申請はできません。

補助対象店舗

- ・特別区民税(法人にあっては、法人住民税)を滞納していないこと。
- ・店舗の契約日において、**連続して3か月以上利用されていない空き店舗**を活用して出店する個人又は中小企業など。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。
- ・政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。
- ・チェーン店でないこと。
- ・江東区商店街連合会に加盟する商店会に加入し、当該商店会の実施するイベント活動等に協力できること。
- ・申請する事業の他に、**同一商店街区で事業主として事業を営んでいないこと。**
- ・**補助金申請前に区の指定する中小企業診断士の診断を受け、適切な事業計画等であると認められていること。**
- ・**空き店舗での事業開始前に補助金の申請ができること。**

補助内容

空き店舗の月額賃料(敷金、礼金、保証金、更新料などは除く)

*空き店舗が店舗兼用住宅である場合は、住宅部分の面積に応じて賃料を按分して算出する。

補助対象期間

補助開始月から起算して**24か月**

補助金の額

補助開始月から12か月まで 補助対象経費の**1/2** 上限**7万円**

13か月から24か月まで 補助対象経費の**1/3** 上限**5万円**

